

|                |      |   |             |             |             |               |     |                             |
|----------------|------|---|-------------|-------------|-------------|---------------|-----|-----------------------------|
| 団体コード<br>(備考3) | 0000 | 0 | 県<br>・<br>総 | 長<br>・<br>議 | 現<br>・<br>候 | 資有<br>・<br>資無 | 非後援 | <input type="checkbox"/> 入力 |
|----------------|------|---|-------------|-------------|-------------|---------------|-----|-----------------------------|

## 政治団体設立届

(届出年月日) 令和 6 年 1 月 11 日

総務大臣 殿

福岡県選挙管理委員会



政治団体の名称 有床診療所医師連盟

事務所の所在地 福岡市中央区鳥飼三丁目16番12-602号

代表者の氏名 齋藤 義郎



政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|                                  |  |  |   |                   |
|----------------------------------|--|--|---|-------------------|
| 団体名称                             | (ふりがな)<br>ゆうしょうしんりょうしよいしれんめい                                     |  | 政治団体の区分   |                   |
|                                  | 有床診療所医師連盟  |  | <input type="checkbox"/> 政党の支部<br><input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体<br><input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部<br><input type="checkbox"/> ( )<br>国会議員関係政治団体の区分<br><input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体<br><input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |                   |
| 目的                               | 別紙のとおり   | 組織年月日  | 令和6年1月10日   |                   |
| 主たる事務所の所在地                       | 〒810-0053<br>福岡市中央区鳥飼三丁目16番12-602号<br>電話 092-986-2664            |  |   |                   |
| 主たる活動区域                          | 福岡市  |  |   |                   |
|                                  | (ふりがな)<br>氏名   | 住所   | 生年月日  | 選任年月日             |
| 代表者                              | (さいとう よしろう)<br>齋藤 義郎   | 〒770-0026<br>徳島市佐古六番町5番18号<br>電話 090-3186-2597     | <input type="checkbox"/> 大 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平<br>20年<br>4月13日   | 令和<br>6年<br>1月10日 |
| 会計責任者                            | (いのうえ たかし)<br>井上 隆   | 〒811-3431<br>福岡県宗像市田熊四丁目2番5号<br>電話 090-2710-4384   | <input type="checkbox"/> 大 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平<br>36年<br>11月3日   | 令和<br>6年<br>1月10日 |
| 会計責任者の職務代行者                      | (なかやま まい)<br>中山 麻衣   | 〒814-0112<br>福岡市城南区友丘五丁目12番10号<br>電話 080-3974-2441 | <input type="checkbox"/> 大 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平<br>59年<br>6月1日  | 令和<br>6年<br>1月10日 |
| 支部の有無                            | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 課税上の優遇措置の適用関係の有無                                   | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無  |                   |
| 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 代表者である公職の候補者に係る公職の種類   |  |   |                   |
| 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | (ふりがな)<br>公職の候補者の氏名  | 公職の候補者に係る公職の種類                                     |   |                   |
|                                  | ( )  |  |   |                   |

規 約

有床診療所医師連盟

# 規 約

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、有床診療所医師連盟（略称：有床診医連）と称する。

(本 部)

第 2 条 本連盟の本部は、福岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本連盟は、有床診療所の医師が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医療従事者と地域の人々との良好な関係を堅持し、関連団体と協力して地域の医療に貢献するために必要な政治活動を行う。

(事 業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 有床診療所の社会的経済的地位の向上を期するための政治活動
2. 前条に附帯又は関連する事業及び本連盟の目的達成のための必要な事業

(会 員)

第 5 条 本連盟の会員は、原則として全国有床診療所連絡協議会会員とする。

- 2 本連盟の会員は、この政治活動に賛同する者を含む。

## 第2章 役 員 等

(役 員)

第 6 条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 常任執行委員
- (4) 執行委員
- (5) 会計責任者
- (6) 会計責任者職務代行者

## (7) 会計監事

### (委員長)

- 第 7 条 委員長は、原則として全国有床診療所連絡協議会会長が務める。
- 2 委員長は本連盟を代表し、業務を総理する。

### (副委員長)

- 第 8 条 副委員長は、原則として全国有床診療所連絡協議会の副会長が務めるほか、本連盟執行委員の中から委員長が指名委嘱することができる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

### (常任執行委員)

- 第 9 条 常任執行委員は、全国有床診療所連絡協議会の常任理事が務める。
- 2 常任執行委員は、執行委員を兼ねることができる。

### (執行委員)

- 第 10 条 執行委員は、各都道府県有床診療所協議会の代表者とする。

### (会計責任者及び会計責任者職務代行者)

- 第 11 条 会計責任者は、全国有床診療所連絡協議会会計担当理事が務める。
- 2 会計責任者職務代行者は、本連盟会員又はその他委員長が適当と認められた者の中から、執行委員会承認を経て委員長が委嘱する。
  - 3 会計責任者は、本連盟の経理を担当し、政治資金規正法に定める報告書を作成する。
  - 4 会計責任者職務代行者は、会計責任者の職務を代行する。

### (会計監事)

- 第 12 条 会計監事は、全国有床診療所連絡協議会の監事が務める。
- 2 会計監事は、本連盟の経理を監査する。

### (役員等の任期)

- 第 13 条 役員等の任期は就任後 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 2 役員等は任期満了の場合でも後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問等)

第14条 本連盟に顧問等を置くことができる。

- 2 顧問等は、委員長が委嘱する。
- 3 顧問等の任期は委員長の任期の終了時までとする。
- 4 顧問等は、執行委員会に出席して委員長の許可を得て意見を述べることができる。

### 第3章 執行委員会

(執行委員会)

第15条 本連盟の最高意思決定機関として執行委員会を置く。

(招集)

第16条 執行委員会は、委員長が招集し開催する。

- 2 執行委員会は、毎年1回以上開催する。また、委員長が必要と判断したとき及び執行委員の過半数から開催を求められたときに開催することができる。

(執行委員会の権限)

第17条 次に掲げる事項については、執行委員会の決議を得なければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算に関すること
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) 前各号のほか、会務に関する重要な事項

(執行委員会の決議)

第18条 執行委員会においては、各執行委員が投票権を有する。執行委員の過半数の出席で議事が成立し、出席した当該執行委員の過半数の賛成で決議する。

- 2 会員の除名、役員等及び監事の解任、規則の変更、解散、合併等については、総議決権の過半数の出席かつ3分の2以上の賛成で決議する。
- 3 会員の除名の決議については、決議を行う7日前に通知を送り、決議の前に弁明の機会を付与する。除名の対象の会員に議決権がある場合には、議決には加わらない。
- 4 役員等及び監事の解任については、対象者に議決権がある場合は議

決には加わらない。

(事務局)

第19条 本連盟に事務局を置くことができる。

#### 第4章 事業及び会計

(会計)

第20条 本連盟の経費は、会費（負担金）及び寄付金その他の収入をもって充てる。

2 前項の会費（負担金）は、規則で定める。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

2 会計責任者は、本連盟の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して執行委員会に報告する。

(予算決定支出)

第22条 委員長は、会計年度終了後、新年度予算案が執行委員会の決議を得るまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費に限り支出することができる。

(施行規則)

第23条

執行委員会の承認を経て規則を定めることができる。

(本規約の施行)

第24条

本規約は、令和6年1月10日から施行する。